

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大和興業	代表者氏名	村上 壮太
主たる営業所の所在地	尼崎市中在家町3丁目455番		
許可番号	兵庫県知事(般-3)第220116号	許可を受けている建設業の種類	土、管、舗

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年1月31日	処分を行った者	阪神南県民局センター長
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号、同条同項第7号(同法第8条第8号該当)		
処分の内容			
建設業法第29条第1項第2号、同条同項第7号に基づく建設業許可の取消し			
処分の原因となった事実			
<p>株式会社大和興業の役員は、刑法(傷害罪)違反により罰金20万円の刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第8条第8号が定める欠格要件に該当するため、建設業法第29条第1項第2号に規定する許可の取消し事由に該当する。</p> <p>さらに、同法人は建設業法第8条第8号に該当するにもかかわらず、令和3年8月25日に西宮土木事務所に提出した建設業許可申請において、様式第6号「誓約書」において欠格要件に該当しないことを誓約し、様式第7号別紙「常勤役員等の略歴書」において賞罰の内容をなしと記載したことにより、不正の手段により許可を受けた。</p> <p>このことは、建設業法第29条第1項第7号に規定する許可の取消し事由に該当する。</p>			
その他参考となる事項			